

令和3年度 京都市立静原小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。平成29年度、国の「いじめ防止対策協議会」における「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」によると現行の基本方針を進める中で、6つの課題が見られる。

- ①いじめの認知件数に係る都道府県格差が約20倍ある。
- ②学校のいじめ防止基本方針が児童、保護者、地域に周知されておらず、徹底した対応となっていない。また、年度ごとの見直しが行われていない。
- ③いじめ対策組織が十分に機能しておらず、重大な結果を招く事案が出ている。
- ④子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることをより理解させていくことがもとめられている。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談センター等が子どもたち自身から活用されるように周知する必要がある。
- ⑤いじめが解消に至っていないにも関わらず、謝罪をもって解消と考え、支援を終了するケースがある。
- ⑥被害者や保護者が重大事態との申し出があるにもかかわらず、学校内で重大事態として取り扱わないケースがある。

これらの課題を踏まえて、いじめの積極的な認知、適切な初期対応や組織対応の検討、対応を徹底するために、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策（平成25年法律第71号）第13条、そして京都市いじめ防止等取組指針（平成29年9月改定）に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法第2条】

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【京都市いじめの防止等に関する条例第2条】

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（当該子どもが心身の苦痛を感じていなくても、他の子どもであれば心身の苦痛を感じる蓋然性が高いものを含む。）をいう。

(3) 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、解決に向けた取組を行う。いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対策等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会をはじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた初期対応を迅速に検討、対応を進める。一定、解消と見られた場合も引き続き支援、観察を行い、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 組織名

・いじめ対策委員会

イ 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任（教育相談主任） 養護教諭 学級担任
スクールカウンセラー

ウ 役割・取組内容

- ・児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談窓口の集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約窓口
- ・「学校いじめの防止基本方針」「いじめの防止等に関わる年間計画」の作成
- ・未然防止の取組の推進や学校基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事案への対応
- ・年間の取組についての見直しを行う時期の決定
- ・「取組評価アンケート」, 「いじめ防止対策委員会」, 「いじめアンケートの考察と今後の取組」についての研修の実施

エ いじめ対策委員会の開催時期

- ・原則として職員会の際に月1回（年間予定に別掲）
（緊急対応の場合は、この限りではない）

オ 児童生徒・保護者への周知方法

- ・最初の授業参観・懇談会の日には生徒指導主任より児童保護者へ伝達
- ・5月の「なかまの日」に、児童へ伝達と共に人権学習を行う。
- ・5月の学校通信に掲載
- ・学校ホームページに掲載

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの防止のための取組

ア 学習環境の整備

- ・清潔で、整理された教室環境、学校環境の整備。
- ・季節感や子どもの学習の足跡が見られる掲示物の工夫。
- ・「実験をする時の服装」や「薬品を扱う時の注意」等、危険を伴う学習の際に子どもたち自らが安全な行動について確認できるような教室環境の整備。

イ 授業改善の充実

- ・キャリアデザインをもとにした、個々が生きる授業の徹底。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・カリキュラムマネジメントの視点のもと主体的・対話的な学びの実現に向けて言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。
- ・自主学習の工夫。

ウ 道徳教育・人権教育の充実

- ・学校全体での重点目標を設定。
- ・「なかまの日」の設定。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・地域ボランティア、ゲストティーチャーを活用した人権学習、道徳の授業や講演の実施。（コロナ禍を踏まえて）
- ・警察のスクールサポーターによる薬物乱用防止教室・非行防止教室の実施。

エ 児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ・遠足・総合的な学習の時間、特別活動など異学年集団の交流の推進。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。
- ・体験型生き方探究教育の取組を通しての仲間づくり。
- ・委員会やクラブ・部活動など子どもの主体性を生かした教育活動の実施。

オ 児童生徒同士の絆づくり

- ・縦割りによる遠足、社会見学の実施。
- ・週一回、児童会が企画するみんな遊びの実施。
- ・静原タイム、たてわり活動、委員会活動、クラブ活動など子どもたちが自らの考えや感想を伝え合う場の設定。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

(ア) 日常の児童生徒に関する情報共有

- ・職員会議やその他の研修会での各学年からの状況報告の実施。
- ・休み時間の見守り等の様子等を積極的に共有する教職員間の連携。

(イ) 児童生徒に対する定期的な調査

- ・学校評価・いじめアンケートを利用した「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用した「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。
- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・アンケートの分析・考察の交流
- ・SCとの連携による教育相談
- ・登校、休み時間、掃除中などの校内巡視による児童の見守り活動の実施。

(ウ) 上記調査等の結果の検証及び組織的な対処および対処の流れ

- ・アンケート実施後の校内研修の実施。
- ・家庭訪問の実施による相談機会の確保。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。
- ・スクールカウンセラーとの情報共有と保護者や児童とスクールカウンセラーへの積極的な接続。

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

前提となる基本事項

『学校いじめ防止基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員，児童生徒，保護者，地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け，点検・評価を行い，必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の 確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒，保護者，地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予 防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員，児童生徒，保護者，地域，その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し，事実関係を把握する。

手遅れの
ない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず，いじめ対策委員会で情報共有を行い，聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し，「いじめ」の認知は，表面的・形式的に行わず，組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と，いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は，時系列で事実経過を確認・整理して，記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下，学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った
指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の 姿勢を示す。
- 登下校，休み時間，清掃時間等，隙間の時間をつくらず，被害児童・生徒を見守るとともに，必要に応じてSC，SSW，パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し，二度と繰り返さないよう，自らの非を深く自覚させ，**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し，いじめを他人事ではなく，自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ，つながりのある教職員を中心に，速やかに，関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い，事実関係と今後の指導方針を説明し，必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等，いじめ事案の内容により，直ちに教育委員会へ報告し，連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し，原則，関係児童生徒，保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察，児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間**止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
 ※面談等により確認し，解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

ア 基本理念

初期段階のいじめやごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）解決に向けた取組を行う。学校は、いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

イ いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

- ・いじめの発見や報告（些細なことや疑いを含め）があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発防止に努める。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。
- ・日頃から児童一人一人の表情、言動を注意深く観察し、異常に気付いた時には、学年主任や生徒指導主任、管理職に相談し、今後の対策を立てる。その際、保護者とも早急に連絡を取り合い、家庭での様子についてもうかがう。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、全教職員で共有する。
- ・重大な事態については、「ケース会議」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

ウ インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ・社会科「情報化した社会とわたしたちの生活」や道徳教育、ケータイ教室や非行防止教室など情報モラル教育の実施。
- ・国語科、静原タイム、総合的な学習の時間を核とした聞く、話す能力の育成。
- ・SNSを通じて起こっている問題行動の理解。
- ・家庭教育学級、学級懇談会を活用しての地域への啓発。

エ いじめ解消の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。
（被害の態様、状況、構造、動機、背景など）
- ・組織的（担任任せにならない）な対応。
- ・重大事態の防止。
- ・被害児童の保護を最優先に考えた対応、加害児童への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・事態収束、再発防止に向けた長期的な見守り、支援の実施。

(4) 教職員の資質向上の取組

ア 実施内容

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」「確認」の徹底。
- ・校内研修による教職員一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・いじめ事案ごとのミニケース検討会の開催。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会の実施。

イ 実施時期

- ・年度当初，基本方針の伝達と徹底に向けた研修。
- ・アンケート実施後一か月以内。（年間2回）
- ・夏季休業または夏季休業明けに向けた研修（未定）

4 保護者・地域との連携

- ・年度当初，基本方針策定の伝達と年間計画の周知。
- ・人権学習，道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・次年度入学に向けて学校説明会の中での「学校いじめの防止基本方針」の発信。
- ・評価アンケートの結果の分析と，運営協議会での周知。

5 重大事態への対処

ア 基本的な考え方

重大事態への対処については，いじめ防止対策推進法を踏まえ，京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に，その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため，京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ，本校が調査主体となる場合には，本校の下に組織を設け，質問票の使用，その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また，いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

イ 重大事態が発生した時の対応

- ・京都市教育委員会への報告と相談，調査主体等の協議。
- 重大事態は法において以下のように定義されている。
- ① 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② 相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で，事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生を防止に必要な取組の推進。

京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと，資料の提出など，調査への協力。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。新型コロナウイルス感染拡大防止の対応により、年間計画や内容については変更の可能性があります。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	職員会議「学校いじめの防止基本方針」の共通理解 職員会内での定例の情報交換	入学式 始業式 学級開き 修学旅行		入学式 修学旅行説明会 授業参観・懇談会
5	職員会内での定例の情報交換	なかまの日 憲法月間 1年生を迎える会 (*1・2年生の遠足)		家庭訪問 学校便りへの「本方針」の掲載
6	職員会内での定例の情報交換 (SCとの研修会)		第1回いじめに関するアンケートの実施(記名式)	休日参観
7	職員会内での定例の情報交換 学校いじめ防止プログラムの見直し① アンケートの考察・分析①	なかまの日 薬物乱用防止教室 非行防止教室	教育相談週間 (キャリアカウンセリング)	個人懇談会
8	夏季研修会(七彩の風 訪問研修)	市原野小学校との交流学习(花背山の家)		
9	職員会内での定例の情報交換	若狭青少年自然の家宿泊学習 運動会	学校評価アンケート実施	授業参観 全体懇談会(学校保健委員会)
10	職員会内での定例の情報交換 学校関係者による評価	同和単元学習	クラスマネジメントアンケート	授業参観 学級懇談会
11	職員会内での定例の情報交換 「いじめアンケートの考察・分析②」	なかまの日 学習発表会	第2回いじめに関するアンケートの実施(記名式)	
12	職員会内での定例の情報交換 学校いじめ防止プログラムの見直し②	なかまの日 人権月間	教育相談週間 (キャリアカウンセリング)	道徳・人権学習の授業参観、懇談会 個人懇談会②での保護者への啓発
1	職員会内での定例の情報交換	なかまの日	クラスマネジメントアンケート	
2	職員会内での定例の情報交換	なかまの日 校内作品展	学校評価アンケート実施	授業参観
3	職員会内での定例の情報交換 年間の反省③ 学校関係者による評価 学校いじめ防止プログラムの見直しと来年度に向けて改善	なかまの日		学級懇談会 静原小学校閉校式

※大変少人数の学校であることから、教職員による個の見取りの交流を毎月行っている。その情報交流を、いじめ対策委員会と兼ねて行う場合もある。また、すべての中間・昼休み時間の見守り活動を行っており、その都度の児童や担任への声かけも積極的に行っている。

※新型コロナウイルスによる臨時休校措置を踏まえ、計画を変更することもある。

※年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」(RPDCAサイクルの期間)
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)
- ・ 「個別面談」「教育相談」